

地域課題解決プロボノ活用事業 プロボノ遵守事項

- 1 本活動は、自己が有する知識、スキル、労力等を、受入団体へ無償で提供するものとし、交通費及びその他実費については、プロボノ参加者の負担とすること。但し、都道府県をまたぐ移動や宿泊等の必要が生じ、受入団体から事前に負担の申し出があった場合はこの限りではないこと。
- 2 本活動にあたっては、関係機関（※）の諸規定及び関係者の指示に従うこと。
※ 仙台市、コーディネーター、受入団体、その他関係団体（社会福祉協議会、地域包括支援センター、町内会等）
- 3 関係機関及び関係者の誹謗中傷、名誉棄損、活動の妨害、その他迷惑行為を行わないこと。
- 4 関係機関よりプロボノとして不相当であると判断された場合には、本活動への参加を中止すること。
- 5 本活動によって知り得た個人情報及び機密事項について、プロボノ参加者は本活動のみに使用し、第三者に開示、提供又は漏洩等を行わないこと。
- 6 コーディネーターが提供する資料等について、プロボノ参加者は当該資料等の著作権の一切がコーディネーターに帰属することを認めるとともに、本活動のみに使用し二次利用等を行わないこと。
- 7 本活動によって発生した成果物等について、プロボノ参加者は当該成果物等の著作権及び所有権の一切が仙台市及び受入団体に帰属することを認めること。
- 8 関係機関及び関係機関が許可した者によって撮影された本活動中の静止画または動画等が、関係機関のホームページ、SNS、チラシ及びその他の媒体で使用されることについて同意すること。但し、プロボノ参加者が本活動開始時に肖像権について特段の申し出を行った場合はこの限りではないこと。
- 9 政治的活動、宗教的活動、営利目的の活動を行わないこと。
- 10 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団もしくは暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有せず、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、脅迫的な言動、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて関係機関の活動を妨害する行為等を行わないこと。
- 11 本活動中の病気、ケガ、事故、物損、その他トラブル等については、自己の責任とすること。但し、関係機関の責めに帰すべきものについてはこの限りではないこと。
- 12 本活動にあたっては、新型コロナウイルス感染対策を十分に行い、発熱や息苦しさなどの症状がある場合は、ただちに関係機関及び関係者へ連絡し本活動への参加を見合わせることを。